

交通費を申請する場合（卒業・修了後）

基本的要件

移住元に関する要件

条件不利地域を除く東京圏内にキャンパスのある大学等（原則4年以上）に在学し、卒業・修了した
※別紙参照
(東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)

いいえ

はい

在学している大学等は本部が東京都内にある

いいえ

はい

条件不利地域を除く東京圏に継続して在住していた

いいえ

はい

移住先に関する要件

申請を行う費用に係る採用面接等を実施した県内企業に就職することが内定していた

いいえ

はい

申請日において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内

いいえ

はい

矢巾町に申請日から5年以上継続して居住する意思を有している

いいえ

その他の要件

はい

暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない

いいえ

はい

日本人、または在留資格を有する外国人

いいえ

(在留資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれか)

はい

就業に関する要件

就職先に関する要件

以下のすべてに当てはまる
・勤務地が岩手県内に所在する
・風俗営業者でない
・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人等でない
・官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く）でない
・支援金の交付を受ける者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でない

いいえ

はい

就業条件等に関する要件

以下のすべてに当てはまる
・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業
・岩手県内への勤務地限定型社員としての採用

いいえ

はい

対象となる可能性があります！

矢巾町企画財政課まちづくり推進室までご連絡ください。

対象外

矢巾町地方就職支援補助金 要件確認チャート

交通費を申請する場合（在学中）

基本的要件

移住元に関する要件

条件不利地域を除く東京圏内にキャンパスのある大学等（原則4年以上）に在学し、
※別紙参照
卒業・修了見込み
(東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)

いいえ

はい

在学している大学等は本部が東京都内にある

いいえ

はい

条件不利地域を除く東京圏に継続して在住している

いいえ

はい

移住先に関する要件

申請を行う費用に係る採用面接等を実施した県内企業に
就職することが内定している

いいえ

はい

申請日において、就業開始予定日前1年以内

いいえ

はい

卒業・修了後に就業に関する要件を満たす法人等に就職し、
矢巾町に移住する意思を有している

いいえ

その他の要件

はい

暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない

いいえ

はい

日本人、または在留資格を有する外国人
(在留資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれか)

いいえ

はい

対象外

就業に関する要件

就職先に関する要件

以下のすべてに当てはまる

- ・勤務地が岩手県内に所在する
- ・風俗営業者でない
- ・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人等でない
- ・官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く）でない
- ・支援金の交付を受ける者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でない

いいえ

はい

就業条件等に関する要件

以下のすべてに当てはまる

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業見込み
- ・岩手県内への勤務地限定型社員としての採用予定

いいえ

はい

対象となる可能性があります！

矢巾町企画財政課まちづくり推進室までご連絡ください。

矢巾町地方就職支援補助金 要件確認チャート

移転費を申請する場合

基本的要件

移住元に関する要件

条件不利地域を除く東京圏内にキャンパスのある大学等（原則4年以上）に在学し、卒業・修了した
※別紙参照
(東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)

いいえ

はい

在学している大学等は本部が東京都内にある

いいえ

はい

条件不利地域を除く東京圏に継続して在住していた

いいえ

はい

移住先に関する要件

岩手県内に所在する企業に就業している

いいえ

はい

申請日において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内

いいえ

はい

矢巾町に申請日から5年以上継続して居住する意思を有している

いいえ

その他の要件

はい

暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない

いいえ

はい

日本人、または在留資格を有する外国人

いいえ

(在留資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれか)

はい

就業に関する要件

就職先に関する要件

以下のすべてに当てはまる
・勤務地が岩手県内に所在する
・風俗営業者でない
・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人等でない
・官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く）でない
・支援金の交付を受ける者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でない

いいえ

はい

就業条件等に関する要件

以下のすべてに当てはまる
・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業
・岩手県内への勤務地限定型社員としての採用

いいえ

はい

対象となる可能性があります！

矢巾町企画財政課まちづくり推進室までご連絡ください。

対象外

別紙

条件不利地域とは？

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村

【一都三県の条件不利地域一覧】

東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町